

のむらこども園  
重要事項説明書  
(令和8年度版)

本重要事項説明書は、教育・保育の提供の開始にあたり、当園の保育の内容に関する事項等について説明するものです。以下の記載内容をご確認いただき、ご同意いただけましたら同意書に必要事項を記入のうえ、当園へご提出いただきますようお願いいたします。

1 施設運営主体

名 称	西予市
所在地	西予市宇和町卯之町三丁目 434 番地 1
電話番号	0894 - 62 - 1111
代表者氏名	市長 管家 一夫

2 利用施設

施設の名 称	のむらこども園	
施設の所在地	西予市野村町野村 11 号 9 番地 1	
連 絡 先	電話 0894 - 72 - 0050 FAX 0894 - 72 - 0050	
管 理 者	園長 尾上 千恵	
認 可 定 員	150 人	
利 用 定 員	教育標準 (1 号)	20 人
	満 3 歳児以上保育認定 (2 号)	90 人
	満 3 歳児未満保育認定 (3 号)	40 人
	合計	150 人
開 設 年 月 日	令和 7 年 4 月 1 日	

※ 管理者は、人事異動により変更となる場合があります。

※ 令和 7 年 4 月に野村保育所と野村幼稚園が統合し、幼保連携型認定こども園のむらこども園となる。

3 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	4.498 m <sup>2</sup>
	園 庭	746.04 m <sup>2</sup>
園 舎	構 造	木造平屋建て (一部 R C 造)
	延べ面積	1279.9 m <sup>2</sup>

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこ組 (満0歳児クラス)
保育室	7 室	こあら組 (満1歳児クラス) りす組 (満2歳児クラス) ぱんだ組 (満2歳児クラス) うさぎ組 (満3歳児クラス) ぞう組 (満3歳児クラス) きりん組 (満4歳児クラス) くま組 (満5歳児クラス)
調理室, 事務室	1 室	

4 施設の目的及び運営方針

のむらこども園 (以下「当園」という。) は、以下の運営方針に基づき、教育及び保育を必要とする園児を日々受け入れ、教育及び保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、教育及び保育の提供に当たっては、園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、教育及び保育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号)、教育基本法 (平成 18 年法律第 120 号)、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)、子ども・子育て支援法 (平成 24 年法律第 65 号)、西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 (平成 26 年西予市条例第 42 号) その他関係法令を遵守し、運営を行います。

5 職員の職種、勤務体制 (令和 8 年 4 月 1 日の状況)

職 種	常勤	非常勤	職務の内容
園 長	1 名	—	職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児全体的に把握し、園務をつかさどる。
主幹保育教諭	2 名	—	地域の保護者に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、保育内容に

			ついて他の保育教諭を総括する。
保 育 教 諭	17 名	9 名	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭の連絡等の業務を行う。
調 理 員	2 名	3 名	給食業務に従事する。
業 務 員	—	1 名	こども園内の環境整備及び保育補助業務に従事する。
嘱 託 医	—	1 名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康診断並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。
嘱 託 歯 科 医	—	1 名	園児の健康管理業務を行うとともに、定期健康歯科検診並びに職員及び保護者への相談・指導を行う。

なお、入園児童数などによっては、上記の員数と異なることがあります。

<各職種の勤務体制>

職 種	勤務体系
園 長	正規の勤務時間帯（8時30分～17時15分）
主幹保育教諭	正規の勤務時間帯（8時30分～17時15分）
保 育 教 諭	正規の勤務時間帯（8時30分～17時15分）
調 理 員	正規の勤務時間帯（8時30分～17時15分）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育料その他の費用と支払方法等

①利用者負担（月額保育料）	保護者が居住する市町村が定める額		
②保育短時間認定児童の延長保育料	30分100円		
③給食にかかる費用 ※2号認定のみ、3号認定は保育料に含まれています。 （給食を通じて必要な栄養を摂取し食事マナーを身に付け、園児の健やかな発育・発達を促すための経費）	月額	1号認定主食費	400円
		1号認定副食費	3,600円
	月額	2号認定主食費	500円
		2号認定副食費	4,500円

④預かり保育に係る費用  ( 保護者の希望に応じ、教育時間後や長期休業中に実施する一時預かり保育に要する経費 )	学期中	午前8時00分 ～8時30分	50円
		午後2時～(1時間)	100円
	長期休業日	午前8時00分 ～8時30分	50円
		1日(8時30分 ～午後6時)	800円
		午前8時30分 ～午後1時	400円
		午後1時～6時 (給食費1食あたり)	500円 200円
⑤日本スポーツ振興センター共済掛金費 ( こども園の管理下において児童が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に対して行う制度に加入するための経費 )		(1年あたり)	200円
⑥保護者会費 ( こども園施設の充実並びに保護者会に関する事業を行うための経費 )		(1月当たり)	300円
⑦コドモンからの写真購入 ( 定期的にクラスごとで園児の写真を配信しコドモンアプリから個人購入する経費 *送料等の別途料金が発生します。 )		(1枚当たり) ( サイズにより料金が異なります )	50円
<支払方法・時期> ①～④：口座振替(毎月25日(土・日祝日の場合は、次の営業日)に、指定口座から引き落とし) ⑤：集金袋で徴収　⑥：4ヶ月ごとに1,200円を集金袋で徴収 ⑦：各保護者が口座振替、もしくはコンビニから支払い			

7 開園日、保育時間及び休園日

※ 台風、地震等の災害時においては、西予市内保育所等の災害時における臨時休園等のガイドラインに基づき休園(所)します。

開園日	月曜日から土曜日 午前7時30分～午後6時30分	
教育保育時間	1号認定 教育時間	午前8時30分から午後2時

	2号3号認定 標準時間認定 短時間認定 延長保育時間	午前7時30分から午後6時30分まで 午前8時30分から午後4時30分まで 午後4時30分から午後6時30分まで
休 園 日	1号認定 ○土・日曜日・祝日 ○夏季休業日（7月21日～8月31日） ○冬季休業日（12月26日～1月7日） ○学年末休業日（3月26日～3月31日） ○学年始休業日（4月1日～4月7日）	
	2号3号認定 ○日曜日 ○国民の祝日に関する法律に規定する休日 ○年末年始（12月29日～1月3日） ○上記のほか、市長が必要と認めるとき	

## 8 提供する保育の内容

当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 子ども・子育て支援法第27条第1項に定める特定教育・保育に係る園児に対し、同法第20条第3項に定める保育必要量の範囲内で提供する保育を行います。
- (2) 給食 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

年齢区分	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	9時30分頃	11時10分頃	15時頃
1歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
2歳児	9時30分頃	11時30分頃	15時頃
3歳児	—	12時00分頃	15時頃
4歳児	—	12時00分頃	15時頃
5歳児	—	12時00分頃	15時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

アレルギーの種類や状況で除去が必要な場合は、医師の診断書を提出していただいております。

※ 遠足等、弁当日は全園児、持参とします。

※ 給食対応ができない場合、弁当をお願いすることもあります。

## 9 利用の開始に関する事項

西予市子育て支援課の利用調整に基づき、当園を利用することになった児童の保護者が本重要事項説明書に同意した後に保育の提供を開始します。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校就学始期に達したとき。
- (2) 園児が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 保護者から退所届の提出があったとき。
- (4) その他利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

## 11 緊急時における対応方法

- (1) 当園の職員は、教育・保育の提供時に園児の体調の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに当該園児の保護者に連絡するとともに、嘱託医又は当該園児の主治医に相談する等の措置を行います。
- (2) 教育・保育の提供により事故が発生した場合は、西予市及び当該園児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を行います。

西予警察署野村交番	電話 0894 - 72 - 0110
西予市消防署野村支所	電話 0894 - 72 - 0119

- (3) 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を行います。
- (4) 当園は、園児に対して、教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付
保険の金額	200 円

## 12 非常災害対策

- (1) 当園は、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、防火管理者等を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。
- (2) 当園は、毎月 1 回以上、避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行います。
- (3) 災害時の広域避難場所、一時避難場所は以下のとおりです。

①火災 ②地震災害 ③風水害・土砂災害

広域避難場所	野村小学校
一時避難場所	野村診療所駐車場

避難所	のむらこども園
-----	---------

※ 広域避難場所：地震などで火災が拡大し、地域全体が危険になったときに避難する場所です。

※ 一時避難場所：災害時の危険を回避するために、一時的に避難する場所です。

### 13 虐待の防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待防止のため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を行います。

### 14 苦情等に関する相談窓口

当園では、苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 苦情申し出窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 苦情解決責任者 園 長 尾上 千恵</li> <li>・ 苦情受付担当者 主幹保育教諭 氏原 佳織</li> <li>・ 電 話 0894 - 72 - 0050</li> <li>・ F A X 0894 - 72 - 0050</li> </ul>	
	<p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p>	
第三者委員	赤松 美保	電話 0894 - 77 - 0304
		主任児童委員
	菊池 真	電話 0894 - 72 - 2917
		主任児童委員

### 15 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	野村診療所
医 院 長 名	大塚 伸之
所 在 地	西予市野村町野村9-53
電 話 番 号	0894 - 72-0180

#### (2) 歯科

医療機関の名称	きくち歯科
医 院 長 名	菊池 繁光
電 話 番 号	0894 - 72 - 0015

### 16 登園・降園について

園児の送り迎えについては、保護者が責任をもって行うことが原則です。未成年者への園児の受け渡しについては、安全面等を考慮した上、差し控えさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

※ 6歳以下のお子さんについては必ず車での送迎にはチャイルドシートの着用をお願いします

17 小学校との接続に関すること（教育委員会との連携）

当園は、4歳児及び5歳児については、教育委員会と連携し、保育記録や配慮事項を共有して、小学校への円滑な接続を行います。

また、児童の特性や発達状況に応じて、教育相談（就学のための相談）等の切れ目のない支援を行います。